特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	長洲町　健康増進事業の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長洲町は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

長洲町長

公表日

令和8年3月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・健康診査等の対象者であるかの確認 ・各種健康診査等の記録保存
③システムの名称	総合行政システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
健康増進事業における各種検診ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表　101の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 番号法第第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139項 番号法第第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第141条第1項、第2項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 番号法第第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139項 番号法第第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第141条第1項、第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健介護課
②所属長の役職名	福祉保健介護課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒869-0198　熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766　0968-78-3113

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健介護課　〒869-0198　熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766　0968-78-7171

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　　]接続しない（入手）　[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムの利用において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	対象人数、取扱者数	令和4年3月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年12月10日	対象人数、取扱者数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和8年3月1日	1.②事務の概要	【評価対象事務の概要】 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①がん検診　②肝炎ウイルス検診　③骨粗鬆症検診　④歯周疾患検診	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・健康診査等の対象者であるかの確認 ・各種健康診査等の記録保存	事後	
令和8年3月1日	1.③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	総合行政システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和8年3月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　76の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第54条	特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表　101の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第54条	事後	
令和8年3月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号　別表第2　102の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第50条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号　別表第2　102の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第50条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 番号法第第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139項 番号法第第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第141条第1項、第2項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 番号法第第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139項 番号法第第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第141条第1項、第2項	事後	
令和8年3月1日	対象人数、取扱者数	令和5年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和8年3月1日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託する	委託しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	５．特定j個人情報の提供・移転	委託する	委託しない	事後	
令和8年3月1日	対象人数、取扱者数	令和5年4月1日　時点	令和8年3月1日　時点	事後	
令和8年3月1日	Ⅳリスク対策 ８．人手を介在させる作業		申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	様式改定による追加
令和8年3月1日	Ⅳリスク対策 １１．最も優先度が高いと考えられる対策		業務システムの利用において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。	事後	様式改定による追加